

千代田区障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定により、千代田区障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 9 月

千 代 田 区 長

千 代 田 区 議 会 議 長

千代田区選挙管理委員会

千代田区代表監査委員

千 代 田 区 教 育 委 員 会

評価年度	令和 5 年度			
目標に対する 達成度	○採用に関する目標（法定雇用率の達成）			
	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	区の実雇用率	2.46%	2.65%	2.43%
	法定雇用率	2.6%	2.6%	2.6%
	○定着に関する目標（採用 1 年後の定着率 100%の達成）			
	年度 （採用年度）	令和 3 年度 （令和 2 年度）	令和 4 年度 （令和 3 年度）	令和 5 年度 （令和 4 年度）
	採用人数	1 名	1 名	0 名
	定着率	100%	100%	—

取組内容の実 施状況	○施設等の整備 ・課内レイアウト変更及び机、窓口周辺の整理・整頓による動線確保 ○相談体制の整備 ・障害を有する職員の相談に応じることができるよう、庁内外の相談先を一覧化し、対象職員へ周知 ・区において障害を有する職員の職業生活に関する相談指導を行う「障害者職業生活相談員」を追加で1名選任（合計3名） ○障害に対する理解の促進 ・障害を有する職員の希望に基づいて、所属長に対して自身の障害特性や必要とする合理的配慮を伝えるための面談を実施 ・障害を有する職員との協働に対する理解促進のため、管理監督職層向けの研修を実施 ○障害特性に配慮した職務の選定・創出 ・障害を有する者を対象とした会計年度任用の事務職に係る任用要綱等を整備すると共に、対象となる職務の選定・創出について所属と調整 ○募集・採用 ・職員の募集や採用にあたって以下の取り扱いをしない ①特定の障害を排除、または特定の障害に限定 ②自力で通勤できることといった条件の設定 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件の設定 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援を受けられること」といった条件の設定 ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施
-----------------------	--

	○キャリア形成 ・職層や経歴等に応じて業務遂行に必要な知識等を身につけるために、人事課研修担当による実務研修実施の他、特別区職員研修所が開催している専門的実務研修をパブリックフォルダにて周知 ○働き方 ・テレワークの実施 ・早出遅出勤務の活用 ・日単位で使用可能な時差勤務の試験導入 ○障害を有する職員の活躍を推進する体制整備 ・区長部局及び各行政委員会の関係管理職・係長で構成された千代田区障害者活躍推進委員会を設置し、取組状況の把握・点検等を実施 ・同推進委員会開催時に、障害を有する職員に参画を呼び掛け、当事者の視点からの意見を聴取 ○障害者優先調達の推進 ・千代田区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づく就労支援施設等への発注実績は、13,823,183 円（68 件）であり、当該調達方針の目標額（600 万円）を達成
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	○目標に対する達成度 ・採用に関する目標（法定雇用率の達成）については、障害を有する職員の退職等により達成できなかったが、当該職員の退職理由はいずれも職場環境に起因したものではなかった。 ・定着に関する目標（採用 1 年後の定着率 100%達成）については、対象となる職員を令和 4 年度において採用できなかったため評価不能。

	○取組内容の実施状況 ・障害を有する職員へ向けた相談体制の拡充に係る取組や、働きやすさ向上のための勤務条件柔軟化といった取組を着実に実施できている。
計 画 の 見 直 し・修正	○計画の最終年度である令和６年度において、これまでの達成状況や取組実施状況を踏まえ、令和７年度以降を実施期間とする新たな計画を策定予定。